

○大雨・大雪・暴風・暴風雪警報

**午前7時00分の時点での判断**

- 1 上記の警報のいずれも中野区において午前7時の時点で発令されていない場合  
【平常授業】
- 2 上記の警報のいずれかが中野区において午前7時の時点で発令中の場合  
【午前8時40分まで自宅待機】

**午前8時40分の時点での判断**

- 1 上記の警報が中野区において午前8時40分までの時点で解除された場合  
【午前10時40分登校】
- 2 上記の警報が中野区において午前8時40分の時点で発令中の場合  
【午前10時40分まで自宅待機】

**午前10時40分の時点での判断**

- 1 上記の警報が中野区において午前10時40分までの時点で解除された場合  
【午後1時20分登校】
- 2 上記の警報が中野区において午前10時40分の時点で発令中の場合  
【自宅学習】

○特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）

上記の規定のとおりとする。

- ◆ 特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合に気象庁より発表され、国民に最大限の警戒を呼び掛けるものである。

※ 気象条件（ゲリラ豪雨など）や交通機関の混乱等によって登校することが困難であったり、危険が予想されたりする場合は、上記の規定に限らず自宅待機とする。

※ 登校できない事情が明確な場合は、出欠等で不利に扱うことはしない。

○登校後、上記の警報が発令された場合の措置

原則として、帰宅させる。ただし、状況次第では、校内で様子を見る。

○その他

- ①学校への当日の電話での問い合わせは、行わないでください。
- ②警報解除後の登校は、安全に十分注意してください。
- ③予め天候が悪化すると想定できる場合、学校の判断として自宅学習等の措置をとる場合もあります。その場合は別途連絡をします。